

オンラインでの観光人材育成（デジタルマーケティング）支援業務 仕 様 書

1 業務の目的

コロナウイルス感染症拡大に伴い県内の観光関連事業者が厳しい環境にある中、コロナ収束後には、安全・安心のニーズの高まりやデジタルプロモーションの重要性が高まるなど、外国人旅行者の志向や求められるプロモーション手法に変化が現れることが予想されます。

こうした状況を踏まえ、各事業者がコロナ収束後の反転攻勢に向け必要となるデジタルマーケティング手法等の習得を行うため、従業員が職場でも在宅でも受講できる Web を活用した研修システムを提供します。

2 契約期間

契約日から令和2年12月18日（金）まで

3 業務内容及び条件

（1）研修システム提供業務

- ・インターネットを利用し、職場でも在宅でも受講可能なシステムを提供すること。
- ・講座カリキュラムの中から、受講者が好きな時間に好きな講座を選んで受講する方式とすること。
- ・受講対象はインバウンドに取り組む県内観光関連事業者を想定したものとする。
- ・講座内容は、観光誘客にかかるデジタルマーケティング（Web 広告、データ解析、SNS・ウェブサイト運営、EC 運営など）に関する知識と実践的なスキルを身に付けられるものとする。
- ・受講（選択）可能な研修の講座数は概ね100講座（総計50時間）もしくはそれに相当する以上とすること。
- ・契約額の範囲内で300者以上に受講のためのアカウント（1アカウントあたり1名以上受講可であること）を発行できるようにすること。
- ・各アカウントの受講可能期間は2ヶ月間以上とすること。
- ・委託契約締結後、速やかに受講可能なものとする。

（2）受講手続処理業務

- ・インターネット上で手続き可能な申込受付フォームを作成し、受講者の受付を行うこと。
- ・毎日（土日祝日除く）受講希望者を取りまとめ、一覧にまとめたものを委託者にメールで送付すること。
- ・受講可否については、委託者が判断する。受講可と判断されたもの限りアカウントを発行すること。
- ・委託者が受講不可と判断した受講希望者については、受託者から受講希望者へ通知すること。
- ・アカウントを発行したものの実際の実際の受講が行われないことのないよう、適宜受講を促すなど適切に管理すること。

- ・委託料の支払いは受講者数に応じた実績払いとする。アカウントを発行しても受講実績がない者については委託料の支払い対象に含めない。

4 提案内容

(1) 研修システム提供業務

- ・提供される講座名や講座内容が分かる一覧を提示すること。
- ・研修システムの特徴と、それが効果的と考える根拠を具体的に提示すること。

(2) 受講手続処理業務

- ・受講希望者からの WEB 上の受付業務等が円滑にできる方法を提案すること。
- ・受講者と円滑な調整を行うために必要な体制を提案すること。
- ・本研修を県内観光関連事業者に周知・受講促進するための方法を提案すること。

5 報告書の提出

本業務終了後、履行期限までに事業実績に係る報告書1部を提出すること。

(1) 報告書記載事項

- ア 各受講者の受講実績（受講講座数、利用者の感想等）
- イ その他、監督職員が指示したもの

(2) 納品期限 令和2年12月18日（金）

(3) 提出先 三重県雇用経済部観光局海外誘客課

6 監督及び検査

契約条項の定めるところによります。

7 契約不適合責任

本委託業務における契約不適合責任は、契約終了の日から1年間とします。この間に契約不適合が発見された場合は、受託者の責任において補修等を行うものとします。

8 その他

(1) 業務実施の条件

委託業務の実施にあたっては、随時、実施内容を三重県と協議しながら進めるものとし、その他この仕様書に明示されていない事項又は業務上疑義が生じた場合は、両者協議により、業務を進めるものとします。上記の協議の結果、提案内容と業務実施内容が異なる場合があります。

本業務の進捗及び事業費執行の状況について、業務監督職員の求めがあった場合には、速やかに経過報告書を提出するものとします。

(2) 業務遂行

本業務の円滑かつ効率的な進捗を図るため、受注者は業務監督職員と密接な連携を

図りつつ、業務の運営や事務処理等の作業を主体的に進めるものとします。

(3) 再委託

契約にあたり、原則として再委託は認めません。ただし、契約業務の一部を委託する場合について、三重県の承諾を得た場合はこの限りではありません。

(4) 留意事項

ア 受託者は、業務の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下暴力団等という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。

（ア）断固として不当介入を拒否すること。

（イ）警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。

（ウ）委託者に報告すること。

（エ）業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、委託者と協議を行うこと。

イ 受託者がアの（イ）又は（ウ）の義務を怠ったときは、三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除要綱第7条の規定により三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じるものとします。

ウ 契約締結権者は、受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとします。

以 上